

報道機関各位

赤穂市民病院 医療安全推進室

タイトル 医療安全対策実施要項の規定に基づく医療事故の公表について
(令和4年4月～9月分)

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	医療事故の公表について（令和4年4月～9月分）	
日時		
場所・住所		
趣旨・目的（PRしたいこと） 赤穂市民病院では、医療安全対策実施要項を改訂し、医療事故の公表に関する基準を見直しました。 重大な事故については発生後速やかに個別公表を行い、それ以外の医療上の義務に違反して発生した医療事故については、年2回ホームページで公表することとしています。 令和4年4月から9月までの期間において、公表基準に該当する事案はありませんでした。		
<table border="1"><tr><td>1) 公表基準 ① 個別公表 患者影響レベル4b・5に該当する重大な医療事故又は警察に届出若しくは連絡するような医療事故については、事故発生後速やかに公表する。 公表は、顧問弁護士の意見を踏まえ、病院事業管理者の指示を受け、病院長、医療安全推進室室長（又は副室長）等が行う。 ② 包括公表 医療上の義務に違反して発生したレベル4a以下の医療事故に関しては、年に2回ホームページに公表する。（包括公表） <p style="text-align: right;">（赤穂市民病院医療安全対策実施要項より）</p></td></tr></table>		1) 公表基準 ① 個別公表 患者影響レベル4b・5に該当する重大な医療事故又は警察に届出若しくは連絡するような医療事故については、事故発生後速やかに公表する。 公表は、顧問弁護士の意見を踏まえ、病院事業管理者の指示を受け、病院長、医療安全推進室室長（又は副室長）等が行う。 ② 包括公表 医療上の義務に違反して発生したレベル4a以下の医療事故に関しては、年に2回ホームページに公表する。（包括公表） <p style="text-align: right;">（赤穂市民病院医療安全対策実施要項より）</p>
1) 公表基準 ① 個別公表 患者影響レベル4b・5に該当する重大な医療事故又は警察に届出若しくは連絡するような医療事故については、事故発生後速やかに公表する。 公表は、顧問弁護士の意見を踏まえ、病院事業管理者の指示を受け、病院長、医療安全推進室室長（又は副室長）等が行う。 ② 包括公表 医療上の義務に違反して発生したレベル4a以下の医療事故に関しては、年に2回ホームページに公表する。（包括公表） <p style="text-align: right;">（赤穂市民病院医療安全対策実施要項より）</p>		
問い合わせ先	部課係名：市民病院 医療安全推進室／医療課 担当者名：松下佐智子（医療安全推進室）/藤田 元春（医療課） 電話：0791-43-3222（代） FAX：0791-43-8439	

○添付資料（有・無） ○ホームページへの掲載（有・無） ○議会報告（有・無）